

資料 4	令和 8 年 6 月 25 日（木）
	居宅介護支援事業所等集団指導

居宅介護支援事業所等の運営指導における
ヒアリングのポイント及び確認書類について

居宅介護支援事業所等運営指導 ヒアリングの主なポイント

基準省令		ヒアリングのポイント	確認書類等
第2条 【第2条】	従業者の員数	・利用者に対し、職員数は適切であるか ・必要な資格は有しているか ・専門員証の有効期限は切れていないか	・勤務実績表/タイムカード ・勤務体制一覧表 ・従業者の資格証
第3条 【第3条】	管理者	・管理者は常勤専従か、他の職務を兼務している場合、兼務体制は適切か	・管理者の雇用形態が分かる文書 ・管理者の勤務実績表/タイムカード
第4条 【第4条】	内容及び手続の説明及び同意	・利用者又はその家族への説明と同意の手続きを取っているか ・重要事項説明書の内容に不備等はないか	・重要事項説明書 ・利用契約書（署名、捺印） ・理解したことが分かる書類（署名）
第7条 【第7条】	受給資格等の確認	・被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定の有効期限を確認しているか	・被保険者番号、有効期限等を確認している記録等
第13条 【第30条】	具体的取扱方針	・利用者の希望やアセスメントに基づき、介護保険サービス以外のサービス、支援を含めた総合的な居宅サービス計画を立てているか ・利用者が有する能力、その置かれている環境等を評価し、利用者が自立した生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握（アセスメント）しているか ・アセスメントのため、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接しているか ・集合住宅等において、利用者の意思に反し、同一敷地内の指定居宅サービス事業所のみを居宅サービス計画に位置付けていないか ・サービス担当者会議を開催し、利用者の状況等に関する情報、居宅サービス計画の変更の必要性を担当者と共有し、担当者からの専門的な見地からの意見を求めているか ・定期的にモニタリングを行い、結果を記録しているか（月1回） ・利用者及び担当者への説明・同意・交付を行っているか	・アセスメントシート ・サービス担当者会議の記録 ・居宅サービス計画 ・支援経過記録等 ・モニタリングの記録 ・個別サービス計画 ・身体的拘束等の記録（身体的拘束等がある場合）

		・担当者から個別サービス計画の提供を受けているか（整合性の確認） ・生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等（身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を含む）を行っていないか ・身体的拘束等を行う場合に要件（切迫性、非代替性、一時性）を全て満たしているか ・身体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか	
第 18 条 【第 17 条】	運営規程	・運営における重要事項について定めているか	・運営規程
第 19 条 【第 18 条】	勤務体制の確保	・勤務形態一覧表の記載内容は適切か ・サービス提供は事業所の従業者によって行われているか ・資質向上のために研修の機会を確保しているか ・ハラスメント防止の方針が明確化されているか	・勤務実績表 ・雇用形態が分かる書類 ・研修計画、実施記録 ・ハラスメント防止の方針
第 19 条の 2 【第 18 条の 2】	業務継続計画の策定等	・業務継続計画を策定しているか ・業務継続計画に従業者に周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施しているか（年 1 回以上）	・業務継続計画 ・研修計画、実施記録 ・訓練計画、実施記録
第 21 条の 2 【第 20 条の 2】	感染症の予防及びまん延の防止のための措置	・感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（感染対策委員会）を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図っているか（6 月に 1 回以上） ・感染対策を担当する者（感染対策担当者）を置いているか ・感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか ・感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施しているか（年 1 回以上）	・感染対策委員会名簿（感染対策担当者の確認ができるもの） ・感染対策委員会の開催記録 ・感染症の予防及びまん延の防止のための指針 ・研修計画、実施記録 ・訓練計画、実施記録
第 22 条 【第 21 条】	掲示	・事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、サービスの選択に資する重要事項を掲示しているか ・上記の重要事項をウェブサイトに掲載しているか	・掲示場所 ・掲示文書 ・ウェブサイト

第 23 条 【第 22 条】	秘密保持等	・ 個人情報の利用にあたり、利用者及び家族から同意を得ているか ・ 退職者を含む、従業者が利用者の秘密を保持することを誓約しているか	・ 個人情報同意書 ・ 従業者の秘密保持誓約書
第 24 条 【第 23 条】	広告	・ 広告は虚偽又は誇大となっていないか	・ パンフレット/チラシ
第 26 条 【第 25 条】	苦情処理	・ 苦情受付の窓口はあるか ・ 苦情受付、内容等を記録、保管しているか ・ 苦情の内容を踏まえたサービスの資向上の取組を行っているか	・ 苦情の受付簿 ・ 苦情者への対応記録 ・ 苦情対応マニュアル
第 27 条 【第 26 条】	事故発生時の対応	・ 事故が発生した場合の対応方法は定まっているか ・ 市町村、家族に報告しているか ・ 事故状況、対応経過が記録されているか ・ 損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに賠償を行うための対策を講じているか ・ 再発防止のための取組を行っているか	・ 事故対応マニュアル ・ 市町村、家族等への報告記録 ・ 再発防止策の検討の記録
第 27 条の 2 【第 26 条の 2】	虐待の防止	・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（虐待防止検討委員会）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図っているか ・ 虐待の防止のための指針を整備しているか ・ 虐待の防止のための従業者に対する研修が行われているか（年 1 回以上） ・ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置いているか	・ 虐待防止検討委員会名簿（担当者の確認ができるもの） ・ 虐待防止検討委員会の開催記録 ・ 虐待の防止のための指針 ・ 研修計画、実施記録

注）基準省令については、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年 3 月 31 日 厚生労働省令第 38 号）及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日 厚生労働省令第 37 号）の該当条項（予防支援に関する条項は【 】）を記載

指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準

【令和6年度新設】注3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、**高齢者虐待防止措置未実施減算**として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

厚生労働大臣が定める基準：大臣基準告示82の2 指定居宅介護支援等基準第27条の2に規定する基準に適合していること

〈留意事項〉第3の8 高齢者虐待防止措置未実施減算について

高齢者虐待防止措置未実施減算については、事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、**指定居宅介護支援等基準第27条の2に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算することとなる**。具体的には、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市町村長に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市町村長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとする。

【令和6年度新設】注4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、**業務継続計画未策定減算**として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

厚生労働大臣が定める基準：大臣基準告示82の3 指定居宅介護支援等基準第19条の2第1項に規定する基準に適合していること。

〈留意事項〉第3の9 業務継続計画未策定減算について

業務継続計画未策定減算については、指定居宅介護支援等基準第19条の2第1項に規定する基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとする。

なお、経過措置として、令和7年3月31日までの間、当該減算は適用しないが、義務となっていることを踏まえ、速やかに作成すること。

【令和6年度新設】注5 指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定居宅介護支援事業所と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者又は指定居宅介護支援事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、指定居宅介護支援を行った場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定する。

〈留意事項〉第3の10 指定居宅介護支援事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定居宅介護支援事業所と同一の建物（以下この10において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者又は指定居宅介護支援事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対する取扱い

（1） 同一敷地内建物等の定義

注5における「同一敷地内建物等」とは、当該指定居宅介護支援事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地（当該指定居宅介護支援事業所と建築物が道路等を挟んで設置している場合を含む。）にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを指すものである。具体的には、一体的な建築物として、当該建物の1階部分に指定居宅介護支援事業所がある場合や当該建物と渡り廊下でつながっている場合など、同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合などが該当するものであること。

（2） 同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）の定義

- ① 「指定居宅介護支援事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物」とは、（1）に該当するもの以外の建築物を指すものであり、当該建築物に当該指定居宅介護支援事業所の利用者が20人以上居住する場合に該当し、同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する建物の利用者数を合算するものではない。
- ② この場合の利用者数は、当該月において当該指定居宅介護支援事業者が提出した給付管理票に係る利用者のうち、該当する建物に居住する利用者の合計とする。

(3) 本取扱いは、指定居宅介護支援事業所と建築物の位置関係により、効率的な居宅介護支援の提供が可能であることを適切に評価する趣旨であることに鑑み、本取扱いの適用については、位置関係のみをもって判断することがないよう留意すること。具体的には、次のような場合を一例として、居宅介護支援の提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきではないこと。

(同一敷地内建物等に該当しないものの例)

- ・ 同一敷地であっても、広大な敷地に複数の建物が点在する場合
- ・ 隣接する敷地であっても、道路や河川などに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなければならない場合

(4) (1)及び(2)のいずれの場合においても、同一の建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該指定居宅介護支援事業所の指定居宅介護支援事業者と異なる場合であっても該当するものであること。

注6 別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、**運営基準減算**として、**所定単位数の100分の50に相当する単位数を算定**する。また、運営基準減算が**2月以上継続している場合は、所定単位数は算定しない**。

厚生労働大臣が定める基準：大臣基準告示 82 居宅介護支援費における運営基準減算の基準

指定居宅介護支援等基準第4条第2項並びに第13条第7号、第9号から第11号まで、第14号及び第15号（これらの規定を同条第16号において準用する場合を含む。）に定める規定に適合していないこと。

- ・第4条第2項（内容及び手続きの説明及び同意）
- ・第13条第7号（アセスメントの実施）
- ・第13条第9号（サービス担当者会議の開催）
- ・第13条第10号及び第11号（居宅介護サービス計画の説明、同意及び交付）
- ・第13条第14号（モニタリングの実施）
- ・第13条第15号（状態の変更等におけるサービス担当者会議の開催）

〈留意事項〉第3の6 居宅介護支援の業務が適切に行われない場合

注6の「別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合」については、大臣基準告示第82号に規定することとしたところであるが、より具体的には次のいずれかに該当する場合に減算される。

これは適正なサービスの提供を確保するためのものであり、運営基準に係る規定を遵守するよう努めるものとする。市町村長（特別区の区長を含む。以下この第3において同じ。）は、当該規定を遵守しない事業所に対しては、遵守するよう指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。

- （1） 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができることについて説明を行っていない場合には、契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

令和6年度改正から削除（努力義務へ）

- ・ 利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること
- ・ 前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下(1)において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合 について文書を交付して説明を行っていない場合には、契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

(2) 居宅サービス計画の新規作成及びその変更にあたっては、次の場合に減算されるものであること。

- ① 当該事業所の介護支援専門員が、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していない場合には、当該居宅サービス計画に係る月（以下「当該月」という。）から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。
- ② 当該事業所の介護支援専門員が、サービス担当者会議の開催等を行っていない場合（やむを得ない事情がある場合を除く。以下同じ。）には、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。
- ③ 当該事業所の介護支援専門員が、居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していない場合には、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

(3) 次に掲げる場合においては、当該事業所の介護支援専門員が、サービス担当者会議等を行っていないときには、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

- ① 居宅サービス計画を新規に作成した場合
- ② 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合
- ③ 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

(4) 居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、次の場合に減算されるものであること。

- ① 当該事業所の介護支援専門員が次に掲げるいずれかの方法により、利用者に面接していない場合には、特段の事情のない限り、その月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

イ 1月に1回、利用者の居宅を訪問することによって行う方法。

ロ 次のいずれにも該当する場合であって、2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して行う方法。

a テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

b サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

(i) 利用者の心身の状況が安定していること。

(ii) 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

(iii) 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

- ② 当該事業所の介護支援専門員がモニタリングの結果を記録していない状態が1月以上継続する場合には、特段の事情のない限り、その月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

注 10 別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、**特定事業所集中減算**として、1月につき**200単位を所定単位数から減算**する。

厚生労働大臣が定める基準：大臣基準告示 83 居宅介護支援費における特定事業所集中減算の基準

正当な理由なく、指定居宅介護支援事業所において前六月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた指定訪問介護、指定通所介護、指定福祉用具貸与（指定居宅サービス等基準第百九十三条に規定する指定福祉用具貸与をいう。）又は指定地域密着型通所介護（以下この号において「訪問介護サービス等」という。）の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合が百分の八十を超えていること。

〈留意事項〉第 3 の 13 特定事業所集中減算について